

高千穂町告示第62号

令和7年第2回高千穂町議会臨時会を次のとおり招集する

令和7年4月10日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和7年5月9日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和7年 第2回 高千穂町議会臨時会会議録(第1日)

令和7年5月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年5月9日 午後1時10分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第5号 令和6年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第2号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第6 承認第3号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)の専
決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第4号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第8 承認第5号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて
- 日程第9 議案第28号 高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第29号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第5号 令和6年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第2号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第6 承認第3号 令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)の専
決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第4号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第8 承認第5号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第9 議案第28号 高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第10 議案第29号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

出席議員（12名）

1 番 藤田 利廣	2 番 田中 義了
3 番 佐藤さつき	5 番 板倉 哲男
6 番 磯貝 助夫	7 番 本願 和茂
8 番 中島 早苗	9 番 馬原 英治
11 番 工藤 博志	12 番 富高健一郎
13 番 富高 友子	14 番 佐藤 定信

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長			工藤 久生
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	佐藤 峰史
会計管理者	佐藤 美和		
保健福祉総合センター所長			工藤加代子
上下水道課長	飯干 和宣		
教育委員会次長兼教育総務課長			湯川 哲
監査委員	中尾 清美		

午後 1 時10分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をおとりください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和 7 年第 2 回高千穂町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（坂本 弘明議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、議長において、議席番号 6 番、磯貝助夫議員、議席番号 7 番、本願和茂議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第 3. 報告第 5 号

日程第 4. 報告第 6 号

日程第 5. 承認第 2 号

日程第 6. 承認第 3 号

日程第 7. 承認第 4 号

日程第 8. 承認第 5 号

日程第 9. 議案第 2 8 号

日程第 1 0. 議案第 2 9 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、報告第5号から日程第10議案第29号までの報告2件、承認4件、条例議案1件、人事案件1件、町長提出合計8件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） 本日、令和7年第2回臨時会をお願いいたしましたところ、委員の皆様には悪天候の中、また、大変お忙しい中に御出席を賜り誠にありがとうございます。心より厚く感謝を申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案いたします議案は報告2件、承認4件、条例議案1件、人事案件1件でございます。

まず、報告第5号令和6年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。令和6年度の水道事業につきまして繰越しを行いましたのは、資本的支出、建設改良費1億4,600万8,629円であります。

事業内容につきましては、上押方ポンプ場築造工事とこのポンプ場から片内配水池間の送配水管布設替工事及び配水管布設替詳細設計業務委託であります。資材搬入の遅れや地下埋設物の調査・協議に期間を要した等の理由により繰越しを行ったものであります。

計算書のとおり、令和7年度へその経費を繰り越しましたので法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第6号専決処分の報告についてであります。令和6年第3回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして2回目の変更契約を3月26日に専決処分しましたので法の定めにより報告するものであります。

次に、承認第2号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額に5,626万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を118億6,775万9,000円とするものであります。

内容は、町税、地方交付税、国・県支出金などの歳入額の確定による財源調整及びふるさと応援基金積立金の増、災害復旧費の減が主なものとなっております。

次に、承認第3号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出の総額から359万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を1,017万5,000円とするものであります。

内容は、初年度の発電事業における純利益を一旦基金に積み立て、年度ごとの状況を可能な限り分かりやすい運用とするため、3月31日付で専決処分したものであります。

次に、承認第4号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公

布されたことに伴うものであり、同日付で専決処分し、４月１日以降随時施行するものであります。

主な改正内容は、個人住民税につきまして、所得控除に特定親族特別控除が追加されており、控除対象となる大学生年代の親族等の所得要件の拡大、一定の所得を超えた場合でも親等の扶養者が受けられる控除の額が段階的に逡減して控除される仕組みの整備、所得控除の追加に伴う給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族等の申告に係る規定等が改正されております。

次に、軽自動車税種別割につきまして、新たに１２５ｃｃ以下でかつ最高出力が４．０キロワット（現行の５０ｃｃ原付バイクと同程度の約５．４馬力）以下の区分を設け、税率を２，０００円とする改正。町たばこ税につきまして、紙巻たばこと加熱式たばこの税額の格差をなくすために換算方法を見直し、来年４月と１０月の２回で紙巻たばこと同程度の税額とする改正などであります。

次に、承認第５号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、３月３１日付で専決処分し、４月１日から施行しているものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度合計額を「３万円」増額し、「１０９万円」とするもの及び国民健康保険税の５割、２割軽減の軽減判定基準所得の引上げを行うものであります。

次に、議案第２８号高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。このたびの西臼杵広域行政事務組合消防本部に関する一連のハラスメント問題につきましては、最終的にハラスメント加害者３名に対し、３月２５日付で、停職３か月、分限免職、戒告処分を科し、このほか、管理監督責任の点から消防長を戒告とし、過去の隊長経験職員のうち２名を訓告、３名を消防長による文書注意といたしました。

また、広域行政事務組合としての責任については、４月１日付で「西臼杵広域行政事務組合ハラスメント防止宣言」を発出し、組合全体としての「ハラスメント防止のための指針」を定めた上で「ハラスメント等の防止に関する要綱」等を整備し、二度とハラスメント等を起こさせない職場環境づくりの実現に向け、新たなスタートを切ったところです。

広域行政事務組合内での責任については、その様な取組により一定の責任を果たしたと考えるところではあります。本町をはじめ郡民の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしたこと、ハラスメントと認定された様々な行為に対し、職場環境の改善ができてこなかったこと等に対する道義的責任を取る必要があることから、組合管理者である高千穂町長については、令和７年５月分給料を３割減額、同じく参与である副町長の令和７年５月分給料を１割減額するものであります。

町民の皆様をはじめ郡民の皆様方に対し、大変な御心配と御迷惑をおかけしたことに對しまして改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、二度とこのような事案が発生することのないよう、3町一丸となって取り組んでまいります。

最後に、議案第29号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてであります。委員4名のうち、安在直氏が令和7年6月13日をもって任期満了になられます。安在氏には引き続き御尽力を賜りたいと存じますので、法の定めに基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和7年6月14日から令和11年6月13日までの4年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりであります。

なお、詳細につきましては、報告2件及び人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

次に関係課長の説明を求めます。

承認第2号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の承認1件につきまして御説明いたします。議案集2承認の3ページを御覧ください。

承認第2号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。5ページを御覧ください。

今回の専決処分は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,626万7,000円を追加し、補正後の総額を118億6,775万9,000円とするものであります。また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正を行っております。今回は議会を招集する時間的余裕がなかったため3月31日付で専決処分しております。

6ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、収入額の確定及び見込みによる増減が主なものです。

町税2,273万2,000円の増、地方譲与税296万6,000円の増、利子割交付金8万5,000円の増、配当割交付金329万5,000円の増、株式等譲渡所得割交付金303万5,000円の増、法人事業税交付金491万4,000円の増、地方消費税交付金2,023万円の増、環境性能割交付金303万円の増、地方交付税5,817万2,000円の増は特別交付税の増です。

総額は41億4,797万1,000円となり、前年比3.3%、1億3,551万1,000円の増となりました。

交通安全対策特別交付金2万3,000円の増、分担金及び負担金199万4,000円の減は民生費負担金の減が主なものです。

使用料及び手数料542万1,000円の増は駐車場使用料の増が主なものです。

国庫支出金887万円の減は災害復旧費国庫負担金の減が主なものです。

県支出金1億1,787万3,000円の減は民生費負担金及び災害復旧費県補助金の減が主なものです。

財産収入263万円の減は不動産売払い収入の減が主なものです。

寄附金1,585万3,000円の増は一般寄附金及びふるさと応援寄附金です。

繰入金1億3,682万円の増は財政調整基金及び公共施設等整備基金、ふるさと応援基金繰入金が主なものです。

諸収入721万8,000円の増は雑入が主なものです。

調査費9,616万円の減は、主に道路関連事業や災害復旧事業費の確定等による財源組替えによる増減となっております。

次に8ページ、歳出ですが、総務費8,626万7,000円の増はふるさと応援基金積立金が主なものです。

災害復旧費3,000万円の減は、現年発生、道路・橋梁・河川災害復旧事業費の減です。

13ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

また、9ページに繰越明許費補正を、11ページに地方債補正を添付しております。いずれも額確定によるものです。

以上、財政課所管の承認1件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第3号について、農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） それでは、農地整備課所管の承認1件につきまして御説明いたします。

タブレット、2、承認の39ページを御覧ください。

承認第3号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。41ページを御覧ください。

今回の専決処分は、歳入歳出の総額から359万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017万5,000円とするものであります。

今回の補正は、初年度の小水力発電事業補助金におきまして一般会計から支出する補助金充当分は売電収入基金に積み立てず、直接、一般会計に繰り出して補助金に充てることとしておりました。基金条例によるその使途の定めにつきましては基金の処分に関しての定めであり、積み立てていない売電収入の使途は特に制限はなく、昨年12月以降については小水力発電事業補助金

交付要綱により補助金の収支を定め処理されております。

しかしながら、公営企業法は適用されていないとはいえ、発電事業を行う公営企業と位置づけられております。地方公営企業決算状況調査の対象になっていることや近年の事業成果の見える化に取り組むことも行政として重要な視点と捉えられていること、また、基金条例や補助金交付要綱に直接触れていないとはいえ、その積み立て方や使い道を総合的に解釈・判断すると発電事業の収益と経費と利益を算出した上でその純利益は一旦基金に積み立て、年度ごとの状況を可能な限り分かりやすい運用とするのが最良であるとの判断に至ったことにより、3月31日付で専決処分するものであります。

まず、42ページの歳入からですが、繰入金の基金繰入金197万円の増は町内3地区への補助金を基金へ積み立てた後、特別会計へ繰り入れるものであります、諸収入の預金利子1,000円の増は売電収入の一部を一時預金積立てをした預金利子であります。

電気事業収入597万円の減は、発電所の稼働が5月中旬からとなり、加えて昨年11月からの渇水の影響による水量低下に伴う売電収入の減であります。

雑入40万3,000円の増は発電施設の修繕・補修に伴うメーカーからの休業補償金であります。

次に、43ページからの歳出であります、農地費の小水力発電事業費359万6,000円の減は、先ほど説明しました売電収入の減に伴う積立金の減額と3月補正で計上しました町内2地区への補助金の繰出金であります。

45ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、農地整備課所管の承認件についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第4号について、税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 税務課提出の承認第4号につきまして御説明をいたします。

承認第4号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案集の2承認の53ページから60ページになります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に交付されたことに伴うものであり、税条例につきまして地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分し、4月1日以降、法律の施行規定に基づき随時施行するものであります。

このたびの改正で本町に関する主な3点につきまして御説明いたします。

1点目は、個人住民税の特定親族特別控除の追加についてでございますが、物価の上昇が続く中での税負担の調整及び就業調整対策の観点から新たに地方税法の改正により追加された所得控除であり、特定親族とは「扶養者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の大学生年代の親

族等でその扶養者の配偶者や青色事業専従者を除いた合計所得金額が１２３万円以下の親族のこと」をいいますが、合計所得金額が９５万円、給与収入１６０万円に相当する額までは親等の扶養者が特定扶養控除と同額の４５万円の所得控除が受けられ、９５万円を超えた場合でも１２３万円以下であれば所得額に応じて段階的に所得控除が受けられる規定で、この所得控除の追加に伴い、給与所得者や公的年金等の受給者の個人住民税の課税に用いる扶養親族等の申告に係る規定も整備されたため、法律の改正に伴い、町の税条例についても整備するものでございます。

２点目に軽自動車税種別割につきまして現行の５０ｃｃ原付バイクについては本年１１月の廃ガス規制への適合が困難であること等により今後の生産販売の継続が困難となるため、国土交通省において二輪の原動機付自転車のうち総排気量が０．０５リットル（５０ｃｃ）を超え０．１２５リットル（１２５ｃｃ）以下であり、かつ、最高出力が４．０キロワット（現行の５０ｃｃ原付バイクと同程度）で約５．４馬力以下のものを第一種原動機付自転車に新たに追加し、その原動機に総排気量と最高出力を表示させる改正が行われました。

その改正に伴い、地方税法においても新たな区分の追加と税率を現行の５０ｃｃ原付バイクと同額の２，０００円とする改正が行われたため、町の税条例につきましても地方税法の改正に伴い、同様の改正を行うものでございます。

３点目に、町たばこ税につきまして、たばこ税は紙巻たばこの本数に換算して算定をしておりますが、加熱式たばこの本数を換算する現行の換算方法は紙巻たばこと加熱式たばこの価格と重量を基に換算しております。今回、地方税法の改正により紙巻たばこと比較して税負担が少ない加熱式たばこの税額の差を解消させるため、換算方法のうち価格要素をなくし、重量のみで換算する方法に改正し、また、本数換算の割合も見直しを行い、令和８年４月と１０月の２段階で税額の差を解消させる改正が行われたため、町の税条例につきましても法律の改正に伴い、同様の改正を行うものでございます。

以上の改正につきまして、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるとでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第５号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） それでは、福祉保険課所管の条例改正の承認１件につきまして御説明いたします。

初めに議案集２承認の６１ページを御覧ください。

承認第５号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

この専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和７年３月３１日に公布された

ことにより同日３月３１日付で専決処分を行い、４月１日から施行するものであります。被保険者数の減や医療の高度化などで医療費が増大する中で限度額を据え置き、税率のみを（構造化させ）対応しますと高所得者層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担が増えてしまうことになりますため、負担のバランスを考慮して課税限度額の引上げを行うものであります。

また、併せまして、昨今の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の５割軽減また２割軽減の対象となります軽減判定基準所得を見直し、引上げを行うものであります。

６４ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第２条第２項及び第２２条第１項で医療分の基礎課税額を６５万円から１万円増額し６６万円、条例第２条第３項及び第２２条第１項で後期高齢者支援等課税限度額を２４万円から２万円増額し２６万円とするものであります。これにより課税限度額の合計は現在の１０６万円から１０９万円となります。

また、第２２条１項第２項で５割軽減の判定基準所得の算定におきまして被保険者数に乗ずる額を２９万５,０００円から３０万５,０００円に、同じく、第３項で２割軽減の判定所得の算定において被保険者数に乗ずる額を５４万５,０００円から５６万円に引き上げるものであります。

この改正は令和７年４月１日から施行し、令和７年度以降の年度分に適用されるものであります。

以上、福祉保険課所管の承認１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第２８号について、総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） それでは、総務課所管議案１件につきまして御説明いたします。

条例議案集の３ページを御覧ください。

議案第２８号高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります、今回の制定は町長及び副町長の給料の月額の特例を設けるため制定するものであります。

４ページを御覧ください。

内容につきましては、令和７年５月分の町長及び副町長の給料の月額を高千穂町長等の給与に関する条例第３条及び同条別表の規定にかかわらず同条別表に規定する給料の月額から当該額にそれぞれ町長は１０分の３、副町長は１０分の１を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

この条例は、交付の日から施行し、令和７年５月３１日限りその効力を失うものであります。

以上、総務課所管議案１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告第５号、第６号及び人事案件議案第２９号につきましては、町長の説明のとおりでありますので関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第３、報告第５号から日程第１０、議案第２９号までの報告、承認、

議案合計 8 件について説明が終わりました。

ここで議案熟読のため午後 1 時 5 5 分まで休憩いたします。

午後 1 時 45 分休憩

.....

午後 1 時 55 分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 3、報告第 5 号から日程第 10、議案第 29 号までの報告 2 件、承認 4 件、議案 2 件、合計 8 件を一括議題として質疑を行います。

質疑をされる方は議会申合せ事項を遵守していただき、さらに議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。

また、質疑が議案に対する提言や議題以外の質問にならないようにお気をつけください。

質疑ありませんか。馬原英治議員。

○議員（9 番 馬原 英治議員） 9 番、馬原です。承認第 2 号一般会計補正について、財政課長へ確認いたしたいと思います。

ページ 27 ページの約 3,600 万の歳入、そして、ふるさと応援基金の同じく歳入 25 ページの 520 万余りと、それと 31 ページのふるさと応援基金の歳出で 8,500 万になっておりますけれども、この流れとふるさと応援基金の 25 ページの 520 万余りの使用目的をお知らせ願います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、馬原議員の御質問にお答えします。

まず、歳入のほうですが、24、25 ページでふるさと応援寄附金 528 万 4,000 の増となっておりますが、当初予算 1 億 6,000 万円で計上しておりましたが 1 億 6,000 万より多く、実際、歳入がありましたので 528 万 4,000 円の増額としております。

続きまして 31 ページ、歳出のほうですけれども、積立金 8,494 万 1,000 円につきましては今言った 1 億 6,500 万円の歳入に対して返礼品等の経費を差し引いた分の残り 8,494 万 1,000 円を基金のほうに積み立てたところであります。

戻りまして、その基金から 26、27 ページにありますけれども、補正前が 8,376 万 9,000 円、補正額が 3,623 万 2,000 円のふるさと応援寄附金の繰入金、合わせて 1 億 2,000 万になったところですが、この使い道につきましてはこども医療助成事業、また、バス運行管理費などの少子高齢化対策など、あとは、農林業の振興、観光の振興、教育の振興などに充当させてもらっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） そこに31ページの8,500万余りの中に企業版ふるさと納税というのは入っているわけですか。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 馬原議員の質問にお答えします。

この8,494万1,000円につきましては、純粹に個人が納められますふるさと納税額から経費を差し引いたものでありまして、企業版は入っていないところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） その中で関連ですので総合政策室長にお伺いいたしますけれども、過去3年余りの企業版ふるさと納税の歳入額は幾らになっておりますか。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤健次郎課長） 馬原英治議員の御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税についての過去3年間の実績につきましては、令和4年度が6件2億1,094万円、令和5年度が3件1,457万円、令和6年度が7件1,564万円となっております。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） そこで町長にお伺いいたします。企業版ふるさと納税は、今後は力を入れるべき要素があるんじゃないかということを考えます。しかるにふるさと納税でも、今、都城が一番なんですけど、これが1,000円品目ありまして、高千穂が今300品目になるかならんかぐらいで非常にふるさと納税も高千穂もこの四、五年伸び悩んでいるとが実情ではないかという考えをしております。

今後、やはり町の財政を考える中で企業版ふるさと納税について町長の考えを最後にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 馬原英治議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、返礼品を増やしてはおりますものの、なかなか実績は上がってこないというところが悩みでございますが、例えば、人気のある高千穂牛などの年間を通じた申込みが多いようにという形でのPRに力を入れて、普通の通常版のふるさと納税についても改善を図っていきたいということで事業者と今話をしているところでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、地域再生計画の中で5年間の計画を立てておりまして、8年度からまた新たな計画になりますが、そこでおおよその目安を定めましてしっかりと営業的

な活動に取り組んでいかないといけないというふうに考えております。

これまで企業版ふるさと納税をしていただいた企業様にはお礼状と地域の特産品等もお送りをしながら引き続きのお願いもしているところでございまして、新規開拓というところにつきましては少しずつ件数は増えておりますが、私のトップセールスという形をさらに力を入れてやっていかなければならないと思っております。しっかりと目的を企業さんの寄附の申出の内容に合うような形で使っていけるような計画自体もしっかりと作り込みたいというふうに考えております。しっかりと伸ばしていけるように努力を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議席番号7番、本願です。少しちょっと声がしゃがれておりますが、お聞き苦しいかと思いますがマスクをつけたまま質疑をさせていただきます。

議案第28号高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定について町長に伺いたいと思います。

先ほど町長にも御足労していただいて全協のほうに御出席いただきましてこの件については提案理由等を説明していただきましたけれども、その中で、町村会の顧問弁護士等にも相談をして今回の10の3のカット、そして、参与である副町長については10分の1のカットにしたということで、「そのカットした部分がかかっている経費に1割ほどにしかならない」という意見も議員のほうから出ておりましたけれども、決して全て損害を与えた分をその報酬をカットしてやることは必要ではないというふうに顧問弁護士のほうも言われたような答弁もされましたけれども、よく、「他の自治体を参考に」とか「国県の動向を注視して」という発言をされますので、私も過去の事例を参考にして今回ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

私が議員になって、平成27年にもこのような町長等の給与の特例に関する条例の一部改正がございました。そのときは職員がふれあいバス運営費を着服したことが要因で町長と副町長が給与の条例を一部改正をされましたが、そのときは町はその職員を停職6か月としまして、その後、依願退職を受理しております。退職金と勤勉手当、そして被害額も全額弁済したということで刑事告訴もしていません。

当時の条例改正の内容が町長が66万6,000円を59万9,400円、1割カットの6万6,600円の減額、これを6か月間行いました。合計39万9,600円の減額となっております。

副町長が54万9,000円を49万4,100円、5万4,900円の減額とし、副町長についてもこれを6か月間継続し、合計32万9,400円の減額を行っております。2人の報酬減額の合計は72万9,000円となっております。

この件に関しては、議員もそれほど処分を科すことはないのではないかという雰囲気があったことも私は覚えていますが、全議員賛成で可決しております。

その後、町民が地検延岡支部に横領に当たる町の処分も不当と告訴し、後に業務上横領罪によって懲役2年が求刑される重大な事件に発展しております。執行猶予はついておりました。

このように後に不当な処分と法的に証明されないように、行政自治体のトップとして毅然と処分を科すことは今後も求められる首長の重要な資質と私は考えておりますが、今回の事案で何が最優先されるべきかというとはやはり再発防止だと私は考えております。今回の10分の3がよいとか10分の1がよいとか、これに関しては私は正解も間違いもないかと思っております。そういうふうに議員も中には思われる方もいますし、この対応でよいと思っている方も中にはおるようであります。管理者である町長はこの10分の3に至った経緯についてもう少し詳しくお話しいただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

私といたしましても、どれほどの給与カットで責任を取るかというところについては自問自答もしたわけでありまして、また自治体の事例等も見たとところでございます。そういった中で、私のみで対応を考えてよければという考えもありましたが、どうしても私は管理者、日之影・五ヶ瀬町長が副管理者、副町長が参与と、そういった全体での協議を進める中において、5割ほどカットしようか、あるいは3割、あるいは3割でも重いんじゃないか、あるいは1割では軽いだろうみたいないろいろな協議を重ねたところでございます。

そういった中で、ハラスメント等に関する事案等の他消防本部等の事例も広域行政事務組合のほうで調べてもらったわけですが、そういった事例の中で、当初、5割ということも考えたこともありましたが、両町と協議を重ねる中において最終的に、管理者は3割、副管理者は1割、参与も1割というのがこれまでの同様な事例に対する処分の在り方、責任の取り方として妥当ではないかということで3町協議の上でこのようなカット率を提示させていただいたというそういった経緯でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 我々議員、議会としても非常に悩みました。臨時会が日之影、五ヶ瀬、高千穂、どのような順序で行われるかまだ確定していない中で、我々が後のほうに臨時会をすることになった場合に、日之影・五ヶ瀬の対応を判断してからの採決にもなろうかと思いますので、高千穂町長として郡民にしっかりお話ができるような対応を取らなければいけないということで我々議員としても苦慮した。この数か月の間苦慮させていただきましたが。

今回の件については、過去の、私が先ほど話した内容とは違いますが、その事案については、必ずしもその組織の上司がいて、誰かが管理・監視している中で起きたことは同じかと思います。そういった中で、事案は違えどやはりそういった管理不行きがやはりこの数年間、以前起きた平成27年から管理不行きがしっかり継続されて……。監視がしっかり継続されて再発を防げなかったということは同じではないのかなと私は考えております。

今後、ハラスメント、そして、こういった着服がないことはもう絶対でありますけれども、こういった事案が起きる中でしっかり監視をしていく、管理をしていく、そういった組織が一番望ましいと思いますが、それも含めてしっかり再発防止をしていただきたいと思います、その点について町長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

これまでハラスメント等に関する対応の仕方というのが広域行政事務組合内としては曖昧な部分があったというところに問題があったと思います。そこで4月1日付で「ハラスメント防止のための指針」、そして「ハラスメント等の防止に関する要綱」「ハラスメント等対策委員会の設置要綱」、また、「ハラスメント等に係る第三者委員会設置要綱」、これを4月1日付で定めて施行しておりまして、かつ、私、管理者としての「ハラスメント防止宣言」というのを発出させていただきました。

そして、相談体制、また、そういった相談・通報があった際の情報共有の在り方ということもしっかりと組織図を作りまして、これは衛生部門、消防部門、病院部門間でしっかり横の連携も取って情報共有をします。そして、迅速に対応に当たるという体制づくりを行ったところでございます。

そして、管理者・副管理者等のそういった問題に対する責任、そして、現場の管理監督者としての消防庁であったり、消防署長等のハラスメントを起こさせないということに対しての責任、そして、職員としてのハラスメントを起こさないという職員としての責任の在り方、これをしっかり定めたところでございまして、組織全体として職員、そして現場の管理監督者、そして、我々管理者・副管理者等みんなが二度とそういった問題を起こさせないんだという意識を強く持つということを今回徹底させていただきました。

かつ、今度、5月12日には初回となりますハラスメント等対策委員会を広域行政事務組合全体の組織のトップといたしますか、現場の担当が集まりまして情報共有と今後のそういった対応の在り方を再確認をして、また、現場にそういったメッセージを強く下ろしていくということを再確認したいというふうに思っております。

また、年度内にはもう一度委員会を開催し、そういった会を定期的に関いていくことによって、

しっかりと情報の共有漏れがないような組織づくり、これをやっていきたい。

これまでの問題としては、そういった現場での問題が我々のところまでしっかりこう上がってくるような流れが取れてなかったというところが一番課題でありますので、そこをしっかりと風通しのよい連絡、また、即座の対応ができるようなそういった組織づくりしっかりと取り組みながら、二度とこういったハラスメント等が起きない組織づくりをしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 約2万人の郡民の中には一番ハラスメントを起こした加害者がいなくなればもうそれで問題ないんだと思っている方もいますが、やはりその被害者の親族であったり、そういった方の中にはやはり組織でありますのでしっかりと責任を取ってほしい。そして、この約2万人の郡民の中で「これほどたくさんの職員が辞職したことについてはもっと大きく責任を取ってほしい」という方もいますので、今後の再発防止、そして、これからの西臼杵広域行政の在り方にみんな注目しているところでもありますので、しっかりとすばらしい広域行政、消防、そして病院も入りましたので郡民はなければ生きていけない組織でありますので、今後、ますます発展することを願っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。専決処分の一般会計の補正について総務課長に伺います。

町債の減額なんですけれども、中ほどに防火水槽建設事業債と小型動力ポンプ購入事業債が合わせて470万の減額になっておりますが、これについては防火水槽については建設しなかったんであると思いますが、小型ポンプについても購入の必要がなくなったのかどうかをお知らせください。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

防火タンクにつきましては、令和7年度のほうに繰越しとなっております。

以上です。（「ポンプ車ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（坂本 弘明議員） それは財政課長。財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

まず、防火水槽建設事業過疎債ハードにつきましては、今、総務課長が言いましたように7年度に繰越しで事業をしておりますので、翌年度分は一回落としてまた7年に借りるということに

なっております。

また、小型動力ポンプ購入につきましては、ポンプの値段が上がっておりまして、台数を3台から2台に減らした関係で借りの費用が減ったということで減額しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） はい。分かりました。

昨年の4月から9分団が5分団に編成となりましたが、町内何か所かを回りますと、まだポンプ庫の名称が旧のままのところが多いわけですが、名称を変えるお願いをしたのか、指導をしていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

消防団の統合につきましては、昨年度行われたところでありますけれども、そういった名称の変更、そういったところについてはまだ実態を把握できていないところがありますので一度実態を把握させていただいて、そういった指導のほうもしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。——質疑なければこれで質疑を終わります。

これから承認4件、条例議案1件について討論・採決を行います。

初めに承認第2号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより採決を行います。

承認第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

続いて、承認第3号令和6年度高千穂町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第3号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第3号は承認することに決定

しました。

続いて、承認第４号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第４号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

続いて、承認第５号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第５号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第５号は承認することに決定しました。

続いて、議案第２８号高千穂町長等の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２８号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第２８号は可決されました。

次に日程第１０、議案第２９号高千穂町教育委員会委員の任命同意について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でありますので討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第29号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により立会人に議席番号1番、藤田利廣議員、議席番号2番、田中義了議員、議席番号3番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなすことになっていきますので御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。藤田利廣議員、田中義了議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。有効投票12票で

す。有効投票のうち、賛成 12 票。以上のとおり賛成全員であります。したがって、議案第 29 号高千穂町教育委員会委員の任命同意については同意することに決定しました。

議場出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和 7 年第 2 回高千穂町議会臨時会を閉会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 2 時 30 分閉会
